

4日監 第130号  
令和5年2月28日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫  
日進市監査委員 萩野 勝

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、  
同条第9項の規定によりその結果を提出します。

## 監査結果報告

第1 監査の種類 財政援助団体等監査

第2 監査の対象 日進市商工会  
商工業振興事業費補助金  
[所管課] 産業政策部 産業振興課

第3 監査の期間  
対象期間 令和3年4月1日から令和4年12月31日まで  
実施期間 令和4年11月8日から令和5年1月25日まで

第4 監査の着眼点

財政援助に係る補助事業及び委託事業が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に以下の着眼点により監査を実施した。

(1) 財政援助団体等

- ア 補助金等交付関係書類は適切に処理されているか。
- イ 出納関係帳票は適正に処理されているか。
- ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- エ 補助金対象事業は、補助の目的に沿って適切かつ効率的か。
- オ 補助金関係書類は、所管課の記録と符合しているか。

(2) 所管課

- ア 補助金交付要綱等により、補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確か。
- イ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適切か。
- ウ 実績報告書等により、補助金等の履行確認を適切に行っているか。
- エ 補助事業に関する団体への指導監督は適切か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取などにより実施しました。

第6 監査の結果

日進市商工会に対し、市から交付された補助金に関する事務について、

関係書類を抽出して審査したところ、補助の目的に沿って、概ね適正に事業が運営されていると認められました。

なお、事務処理に関しては、改善を要するものが見受けられましたので、次の点について要望等いたします。

〈産業振興課〉

[要望]

- ① 「日進市商工業振興事業補助金交付要綱」に係る補助対象事業の補助率及び限度額を明示し、また、事業経費の内、補助対象となりうる基準を策定されたい。

〈商工会〉

[要望]

- ① 各部会の事業費については、支出内容に応じて、適正な科目から支出処理されたい。
- ② 「日進市商工業振興事業補助金交付要綱」の文言が不明確なため、マニュアル等を作成し、適切に事務処理ができるよう努められたい。